七　耐圧試験圧力　次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める数値
イ　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　最高充塡圧力の五分の六倍の圧力の数値
ロ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器　最高充塡圧力の十三分の十五倍の圧力の数値
ハ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器　協定規則第百十号附則3Bの4.4.に定める圧力の数値
八　試験のサイクルの回数　協定規則による初期の圧力サイクル試験において寿命の基準値とするために使用した回数
九　充塡可能期限年月　次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める年月
イ　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　容器を製造した年月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。第五十九条第一項第十一号において同じ。）の前月から起算して十五年を経過した年月
ロ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器　二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた年月
ハ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器　容器製造業者が定めた年月
［削る］

四　耐圧試験圧力　最高充塡圧力の五分の六倍の圧力の数値
五　試験のサイクルの回数　協定規則による初期の圧力サイクル試験において寿命の基準値とするために使用した回数
六　充塡可能期限年月　容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月
七　容器の型式　容器は、次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものを一型式とする。
イ　容器は、同一の種類の材料（容器製造業者が保証する引張強さ、耐力及び伸び率の値（容器製造業者が有限要素法その他の適切な解析方法によって、容器の耐圧部分が耐圧試験中及び使用中に降伏を起こさないことを確認した値とする。）等が同一であることを含む。）を用い、同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたものであること。
ロ　胴部の外径の変更が十パーセント未満であること。ただし、設計上、荷重を分担する容器壁面の構成材料に働く応力が同一又はそれ以下の場合に限るものとする。ここで、「胴部の外径」とは、繊維、樹脂及び保護層を含む外径をいう。
ハ　全長の変更が、五十パーセント以下で、かつ、内容積の変更が三十パーセント未満のものであること。
ニ　プラスチックライナー製容器以外の容器にあっては、端部の形状及び寸法に変更（ロに適合する変更に係るものを除く。）がないこと。
ホ　プラスチックライナー製容器にあっては、ボスの材料、数、外径及び露出部以外の形状並びに寸法（ロに適合する変更に係るものを除く。）が同一であって、ボスに働く応力が同一又はそれ以下であること。
ヘ　公称使用圧力が同一であること。
ト　容器に装置する安全弁の数が減少しないものであること。
チ　容器に装置する安全弁の内部主要寸法（ガス放出通路を除く。）及び作動温度が同一であること。
リ　容器に装置する安全弁の作動時のガス放出通路面積が減少しないものであること。
ヌ　容器に装置する安全弁がバルブと一体となっている場合にはその全体の質量の増加又は安全弁が単体で装置されている場合にはその質量の増加が、三十パーセント以下のものであること。